

井の頭恩賜公園野外ステージの使用について

仮予約の申請方法

催し物等の内容がわかる企画書を西部公園緑地事務所管理課（以下「管理課」という。）に提出する。

仮予約の申請時期、仮予約者の決定

- ① 使用する月の前6か月の応当日に受け付けます。申込者が複数の場合は抽選とします。
- ② ①の応答日を過ぎても使用予定が入っていない場合は受付順（先着順）とします。

※受付時間は午前9時～午後5時です。

※仮予約者は、使用開始前に管理課の窓口で正式の申込み手続き（公園有料施設使用申請書及び誓約書の提出、使用料の納付）を行ってください。手続き後は原則として使用料の還付はできません。

使用できない日

年末・年始、桜花期は使用できません。その他、公的な行事等の開催、公園管理上の都合等により使用できない日があります。詳しくは管理課にお問い合わせください。

使用時間及び使用料

午前9時～午後1時	15,800円
午後1時～午後5時	15,800円

使用条件

- 近隣住民に配慮し、音量を抑制すること。
 - ・演奏は生楽器を基本とし、音量の大きな楽器の使用は行わないこと。
 - ・大人数での合奏・合唱などは行わないこと。
- 施設を損傷しないこと。損傷した場合には必ず使用者の責任で原状回復を行うこと。
- 使用に伴うゴミの始末を確実に行うこと。
- 使用時間内で準備及び撤収を行うこと。
- 観客から料金を徴収したり、投げ銭・カンパ等の受領をしないこと。
- 来園者が誰でも自由に観覧できるイベントであること。
- 広告宣伝を行わないこと。
- 物品の販売や配布を行わないこと。
- アルコール類の持ち込み、ステージでの飲酒・喫煙は行わないこと。
- 来園者や近隣住民の迷惑となる行為を行わないこと。
- 苦情等に対しては使用者が責任を持って誠実に対応すること。
- 第三者に損害を及ぼした場合は、責任を持って賠償等を行うこと。
- その他、管理課からの公園管理上の指示に従うこと。

*使用条件に違反した場合は、催し物等の途中であっても使用中止とする場合があります。その際、使用料の還付はいたしません。違反者に対しては、今後の野外ステージの使用を制限することがあります。

お問い合わせ

東京都西部公園緑地事務所管理課

電話 0422-47-1210